

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和17年3月
市町村名 (市町村コード)	木曽岬町 243035
地域名 (地域内農業集落名)	木曽岬地区 (上加路戸、中加路戸、大新田、外平喜、近江島、西対海地、田代、脇付、雁ヶ地、福崎、豊崎、上・下見入、東見入、上和泉、下和泉、富田子、川先、中和泉、小和泉、小林、白鷺、源緑、下藤里、上藤里、松永)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	526.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	509.7 ha
② 田の面積	497.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	97.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40.0 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	79.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	10.4 ha

(備考)

⑤について、出し手側の意向があるので全面積となっていないが、担い手は町内全水田を引き受ける意向有。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻及び小麦については今後地域内の農業を担う者(水稻・小麦の担い手)で町内の全水田を引き受ける意向あり、全担い手が後継者も確立されている。施設園芸については後継者不在の農業者も多く、新たな農地の受け手確保が必要。
- ・町内の集積化は進んでいるが集約化が進んでいないため、集約化へ向けた取組みが必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・地域の特産品であるトマトについては現在もブランド化を進めているが、今後更なるブランド化(付加価値)を進めていく必要がある。
- ・水稻及び小麦の作付けについては作業効率や単収増加、団地化を形成するためにも集約化を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・機構貸付を進めつつ、水稻及び小麦の担い手への農地集積・集約化を基本とし、地域内の農業を担う者で集約化に向けた取組みを推進する。
- ・地域内の農業を担う者の考え方は下記③点全てを満たしている者とする。
①過去2ヶ年において木曾岬町地域農業再生協議会へ営農計画書を提出し、需給調整を達成している者。
②「認定農業者」「認定新規就農者」「基本構想の目標所得水準達成者」のいずれかに該当する者。
③新規就農者については、町振興作物であるかどうか、作付け実績や農業学校又は研修期間の状況などを鑑みて、安定的かつ継続的に営農を行える者。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	53.03 %	将来の目標とする集積率	70 %
--------	---------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・団地化を進め、団地面積拡大を図ることにより集団化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・担い手(地域内の農業を担う者)へ機構貸付を利用し集積を進め、担い手との意見交換会等により集約化を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・貸付希望者(出し手)に対し機構貸付活用を促進し、担い手の意向などを踏まえ中長期的に集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・町全体で概ね基盤整備が完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・担い手希望者の意向を踏まえながら、県及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

- ・水稻共同防除についてはJAみえきた木曾岬営農センターが取組んでおり、防除取組及び共同防除継続のため支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ②⑥団地形成を進める。
- ③作業効率化などのためドローン活用を進める。
- ⑧担い手の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和17年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	B	水稻、麦	122.6 ha	80.0 ha	水稻、麦	182.6 ha	80.0 ha	B	A
認農	C	水稻、麦	54.3 ha	20.0 ha	水稻、麦	75.7 ha	20.0 ha	C	
認農	D	水稻、麦	22.2 ha	20.0 ha	水稻、麦	37.2 ha	20.0 ha	D	
認農	E	水稻、麦	6.0 ha	9.1 ha	水稻、麦	7.0 ha	9.1 ha	E	
認農	F	施設園芸	1.3 ha	ha	施設園芸	1.3 ha	ha	F	
認農	G	施設園芸	1.8 ha	ha	施設園芸	1.8 ha	ha	G	
認農	H	施設園芸	1.8 ha	ha	施設園芸	1.8 ha	ha	H	
認農	I	施設園芸	2.4 ha	ha	施設園芸	2.9 ha	ha	I	
認農	J	施設園芸	1.8 ha	ha	施設園芸	1.8 ha	ha	J	
認農	K	施設園芸	1.7 ha	ha	施設園芸	1.7 ha	ha	K	
認農	L	施設園芸	1.8 ha	ha	施設園芸	1.8 ha	ha	L	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		217.7 ha	129.1 ha		315.6 ha	129.1 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAみえき木曽岬営農センター	水稻共同防除	水稻等
2	(有)木曽岬農業センター	稻刈り等作業受託、品質向上に資する助言	水稻等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。